

令和5年4月13日

第2回廿日市市議会議案説明書  
(第1回臨時会)

廿 日 市 市



## 第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 1
報告第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 3
報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 5



(報告第2号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、軽自動車税等に係る改正規定が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 軽自動車税

種別割の税率を軽減する特例措置の適用期限を3年延長し、令和5年度から令和7年度までの間に初回車両番号指定を受けた三輪以上の電気軽自動車及び排出ガス性能の優れた天然ガス軽自動車並びに一定の排出ガス性能及び燃費性能の優れたガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）などについて、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割の税率を軽減することとした。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

令和5年4月1日

3 専決処分年月日

令和5年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要す

るため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める  
とき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普  
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

(以下略)

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次  
の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければなら  
ない。

(報告第3号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

3 専決処分年月日

令和5年3月31日

4 根拠法令

報告第2号説明書に同じ。



(報告第4号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	後期高齢者支援金等課税額	200,000円	220,000円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減判定所得	基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(43万円) + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減判定所得	基礎控除額(43万円) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(43万円) + 53.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

- (3) その他必要な規定の整理を行うこととした。  
(4) 施行期日

令和5年4月1日

3 専決処分年月日

令和5年3月31日

4 根拠法令

報告第2号説明書に同じ。